

かいぎろく  
会議録

かいぎ 会議	の 名称	れいわ ねんど ひらかたししゃかいふくしんぎかい だい かいしやうがいふくしせんもんぶんかかい 令和2年度 枚方市社会福祉審議会 第6回障害福祉専門分科会
かいぎにちじ 開催日時		れいわ ねん がつ にち か ごご じ ふん 令和2年1月26日(火) 午後14時00分から15時40分まで
かいぎばしょ 開催場所		ひらかたしやくしょ べっかん だい いんかいしつ へいよう 枚方市役所 別館 第4委員会室(Web併用)
しゅつせきしゃ 出席者		かいちやう みたいいん 会 長 : 三田委員 委 員 : かいじやう あずまいいん こうのいいん ながおいいん まえだいいん わだいいん 会 場: 東委員、河野委員、長尾委員、前田委員、和田委員 Web : 佐田委員、関委員、高橋委員、村山委員、安田委員
けつせきしゃ 欠席者		もりもといいん よこたいいん 森本委員、横田委員
あんけんめい 案件名		1. 市民意見聴取の結果報告について 2. 枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)(案)について 3. 枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)に係る答申(案)について 4. その他
ていしゅつ 提出された資料等の 名称		資料1 市民意見聴取結果報告 資料2 枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)案 資料3 枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)素案からの変更点 資料4 枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)について答申(案)
けつていじこう 決定事項		・本会議の意見を踏まえ、案の内容を修正、追記し、最終案の確認については、委員長及び職務代理に一任する。 ・本会議の意見を踏まえ、答申の内容を変更する。
かいぎ 会議の公開、非公開の別 および非公開の理由		こうかい 公開
かいぎろく 会議録の公表、非公表の別 および非公表の理由		こうひよう 公表
ぼうちやうしゃ 傍聴者の数		にん 0人
しよかんぶしよ 所管部署 (事務局)		ちいきけんこうふくししつ しやうがいふくしたんとう 地域健康福祉室 障害福祉担当

## 審 議 内 容

### 【会長】

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度枚方市社会福祉審議会第6回障害福祉専門分科会を開催したいと思います。

感染症拡大防止の関係から、急遽リモートでということで開催しておりますが、もし途中で何か不具合等ありましたら、遠慮なくお伝えいただければと思います。

では、まず会議をスタートする前に、今日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可します。今日はいらっしゃいますでしょうか。

### 【事務局】

おられません。

### 【会長】

リモートで参加される委員は、おられませんという声は聞こえましたか。

それでは案件に入りたいと思います。

案件1、市民意見聴取の結果報告について、事務局から報告をお願いします。

### 【事務局】

それでは、案件に入る前にまず資料のご確認をお願いします。

### 【資料確認】

### 【事務局】

それでは、案件1のご説明に移ります。

お手元の資料1をご覧ください。「枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)についての市民意見聴取」の結果報告になります。

こちらの資料につきましては、計画の案につきまして、意見聴取を行い、市民の皆さまから意見をいただいたところ、お寄せいただきましたご意見と、そのご意見に対するこちら事務局の考え方を、以下のとおり示しているものになります。

市民意見聴取の「実施概要」ですけれども、意見募集期間が、令和2年12月16日(水)から令和3年1月8日(金)までの期間で行いました。意見の提出者数は、個人としては14人、団体が2団体となっております。延べ意見の件数としましては、41件で、そのうち公表する意見件数は13件となっております。意見の提出方法につきましては、意見の回収箱、生涯学習支援センターや相談支援センター等の外部と、本庁の窓口等に、実際の紙を書いていただいて、その意見を投じてもらう箱の分が27件。インターネットアンケートによりますe-アンケートのシステムによるものは0件。あと、ファクスについては10件。窓口までご持参いただきましたものが4件、ということになっております。

主だったものについて、簡単にご説明をさせていただきます。

最初に、計画の32ページに書かれております「公共施設の整備等」について、意見としまして「市駅にエレベーター、エスカレーター。ホームに転落防止柵を設置してほしい」というご意見をいただいております。そちらにつきまして、「引き続き、枚方市交通バリアフリー基本構想などに基きまして、公共施設や公園、道路などが、住みよく、居心地のよいまちづくりになるよう進める」ということになっております。

次のページを見ていただきまして、一番下の部分で「災害対策」ということで42ページに書かれています。施策につきまして、障害者計画の部分でして「災害時、一人暮らしの障害者に対し、声掛けを一緒に避難してほしい」という意見がございまして、そちらにつきましては「計画の46ページに記載しているとおおり、登録を希望された障害者等の申請に基づきまして、緊急連絡先等の情報を登録する災害時要援護者避難支援事業を実施している」とお答えしております。

次のページの一番下の部分ですけれども、計画の60ページに示されています「就労に向けた支援」の施策につきまして、「昨年新型コロナウイルス感染のために、工賃収入が減少しました。就労継続支援B型の支援を強化してほしい」というご意見につきまして、「42ページに記載しておりますとおおり、一定工賃が減少した事業所に対して、市独自の補助金を交付した」とお答えをしております。

続きまして、4ページになりますが、「相談支援体制の充実」ということで74ページに書かれています。施策について、「悩みや困ったことを相談する相手が、その内訳が家族や親せきの方が多いということで、障害者相談支援センターや基幹相談支援センター等にあまり相談していないのではないか」というご意見をいただいています。それに対する考え方としまして、「74ページに記載しておりますとおおり、アンケート結果から、相談支援センターや基幹相談支援センターの周知をより一層進めるとともに、計画相談を行う特定相談支援事業においても、一般的な相談も行っているところだ」とお答えする予定です。

その次に、102ページにあります「地域生活支援事業の成年後見制度」の部分につきまして「成年後見制度の利用方法について、わかりやすい周知をしてほしい」と書かれているものにつきまして、「27ページに記載しているとおおり、本市では、令和2年度に、枚方市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、取組内容を記載して、行政の担当部署や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組むものとしています」とお答えをしております。

続きまして、次の5ページで一番上の部分、123ページに書かれています「障害児通学支援」につきましてのご意見で「指定を受けている事業所が少ないので、高齢福祉の事業所等にも周知し、障害のある児童が安心して通学できる制度をより活かしてほしい」とご意見いただいているものにつきまして、「107ページに記載しているとおおり、ガイドヘルパー養成研修等を開催し、それぞれの障害特性を理解したヘルパーを育成するなど、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます」ということでお答えをしております。

それから、その下は、とくにどちらの計画ということで挙げている目標や施策ではないのですけれども、意見としてあったものです。「意思疎通支援」の関係にあたると思われるもので「聴覚障害者専用のサロンなど交流の場を設けてほしい」と書かれているものにつきまして、お答えとして「108ページに記載しています、基幹相談センターや地域活動支援センターI型の活動において、聴覚障害者のサロンを実施しているところもあります」とお答えをしております。

あと最後になりますけれども、同じく「意思疎通支援」の関係にあたるかと思われませんが「市立ひらかた病院に手話通訳者を設置してほしい」というご意見につきまして、「73ページに記載のあるとおおり、令和2年度より、緊急時の手話通訳派遣においても病院の協力のもと、というのは病院側がその手話通訳についてタブレット越しでやってもいいですよという話がつきましたらということですが、タブレット端末を用いた遠隔手話の通訳対応をしております。今後は、日常の手話通訳派遣においても、同様の対応ができるように体制の整備に取り組みます」ということでお答えをしております。

今、紹介しました、意見聴取の結果につきましては、最終的に計画の冊子の巻末にまとめて記載をされることとなります。

報告は以上になります。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さまのほうから何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

#### 【A委員】

41件の意見があったなかで13件とのことですが、あとはどういうことがあったのか、というのと、一番最初の意見で、枚方市駅のエレベーターのことと転落防止柵のことが載っていますが、そのことについて回答にはなっていないと思うので、京阪にはたらきかけることなど、そういった項目がいるのではないかと思います。その2点をお聞きしたいです。

#### 【会長】

はい。では事務局は答えをお願いします。

41件の意見の、残りを無視したわけではないですよ。同じような意見ということですよ。

#### 【事務局】

まず、残りの回答につきましては、ご要望とか、複数の同じ内容のご要望という形だったので、こちらの回答を要する意見のところに掲載するものではないと考えております。

それから、最初のエレベーターの市駅の関係ですが、これにつきましても、枚方市交通バリアフリー基本構想に基づいた形で進めていくということでご理解いただきたいと思っております。

#### 【B委員】

それに関連してです。この枚方市交通バリアフリー基本構想は、当然、市が策定して、一定の経過をもって、とくに重要路線等のバリアフリーをしていこうということで計画されていると思っております。昨年でしたか、交通バリアフリー法が改正されましたよね。たぶん、関係法令というのは、年度ごとに一定の年数ごとに改定されることがあるので、それに沿った概要になっているかどうかということ、このバリアフリー基本構想のなかでもチェックをしなければいけないと思っております。たとえば、学校のバリアフリー化は、今回の改正バリアフリー法では、しなければいけないという義務規定になっていますが、「進めます」のようなゆるやかな表現になっていたり、関係法令が議論の進捗に適合しているかどうかということ、もう少し深めて書いていただきたい箇所が何か所かあります。そういう関係法令をちゃんと見てね、ということです。

先ほどのA委員の言われる京阪の話も、けっこうここでは柔軟に一定の従来の規定以下でもしなければいけないとしているが、なかなかそれが取り組みに追いついていないということがたくさんあると思うので、そういったことは、ここでどう表記するかは別にして、そういったことがあるということはちゃんと書いておいてほしいと思っております。

わかりましたか。しゃべっていて何かすごく不安だったのですが、たまに、うんうんと相槌などあれば。

#### 【会長】

すごく集中して聞いておりました。

#### 【C委員】

質問された方については、意見そのまま、それが回答として受け止められないのではないかと、ちょっとおもいました。交通バリアフリー構想での「公共施設」に駅が入るのかどうか、といった回答になっているのかなと。

【会長】

駅だけではなく公共施設などもだ、ということを書いたほうがよいということですか。いずれにせよ、直接的な回答っぽくないのでは、ということですね。でもこれ以上は書きようがないみたいな実情があるのかなという感じですか。ほかの方はいかがでしょうか。

【D委員】

先ほどのB委員のご質問にもありましたが、延べ意見件数41件のうち、公表する意見件数が13件ということですが、すべて重複しているからということでしょうか。そうであるならば、冊子に載せるにあたって、「重複している意見は省略しています」という一文を載せたほうがよいかと思うのですが、どうでしょうか。

【事務局】

今、D委員からご指摘がありました、重複している意見は、ということについては、載せる方向で検討します。

【会長】

それぞれの意見のところに、他何件、同様、というように、見えるような形で。13件以外は無視してしまっただけの印象があるかなという感じですね。ちょっと工夫していただくということにお願いできたらと思います。

この初めの意見についてはしょうがないですかね。たしかに、はぐらかされたという感じはあるのですが、せっかく意見をいただいたのには思いますが。

ほかにご質問とか、意見とかありますか。

この件数というのは、だいたいいつもこんな感じなのですか。期間が12月16日から1月8日ですから3週間くらいですかね。年末を挟んでですが、いつも41件くらいのもなのですかね。これでも来たほうなのですか。

【事務局】

前回ですが、平成28年12月19日から1月12日の間で行った場合も、提出件数は、4人の方、1団体、21件でした。あと、平成29年の実施では、7人の方から延べ件数20件となっています。

【会長】

e アンケートシステムは使われなかったということなのですね。

【事務局】

はい。

【会長】

いつも持参する人は持参して、ファクスの人はファクスししかないのですね。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では案件1については以上ということで、もし、また何か、やはりこれは言いたいということがあったら、あとでまたお伝えいただければと思います。

では続きまして、案件2に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

そうしましたら案件2のほうに移らせていただきまして、資料2の計画の案のほう、この冊子に基づいてご説明させていただきますが、資料3にありますとおり、前回からの変更点を中心に説明させていただきます。そのなかでも、大阪府との法定協議のなかにつきましては、とくに説明を省略させていただきます。この分科会でのご意見を中心に説明させていただこうと思っております。

そうしましたら、資料2の案のところで16ページをお願いします。まず、「基本理念」のところの最後のところです。付け加えさせていただきました。「また、障害のある人が地域で自立して暮らすということは、単に施設入所ではないとか、精神科病院に入院していないということだけでなく、自らの意志で住む場所や利用するサービスを決定することであり、そのための必要な支援をしていきます。」、そこを付け加えさせていただいております。

次に、52ページの「高齢障害者の日常生活支援」の取り組みについてでございます。「高齢障害者のサービス利用は介護保険が優先ですが、介護保険にはない障害特性に由来する必要なサービスを提供します。また、障害固有のニーズを考慮したサービス提供に努めます。」、このように変更させていただいております。

続きまして、80ページの「医療的ケア児等支援連絡会議」ですが、取り組みについて、「連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を図ります。」、としております。

続きまして、84ページでございます。こちらのほうのまとめた文章の最後のところですね。『「地域生活への移行」とは、本来、この考え方に基づき実践されるべきものであり、施設入所している人、精神科病院に入院している人に対するアプローチやフォローなど、継続的な支援を行う必要があります。また、地域でも親元、家族と離れ自立した生活を望んでいる人への支援のあり方など、更なる工夫に取り組んでいく必要があります。』と変更いたしました。

続きまして、86ページでございます。こちらの「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」のところですが、ここにはアンダーラインが抜けておりますが、「面的整備を基本に据え、」というところを付け加えさせていただきました。「面的整備を基本に据え、令和5年度末までに整備していくとともに、整備後もそれらの機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討していきます。」、というところにさせていただきます。

続きまして、次は94ページからの数値について、実績を踏まえて、目標、業務量等の見直しを行いましたので、変更点はアンダーラインを付けさせていただきます。

続きまして、97ページになります。こちらの「相談支援」のところの整備の方向でございますが、「市全体での相談支援事業のあり方を検討する上で実情を把握し、各相談支援事業所の機能強化を図れるよう支援していきます。」。

続きまして、「(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところですが、「精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、本市においては自立支援協議会を保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付け部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しています。」、と追記いたしました。

次、107ページにつきましても実績を踏まえ、目標事業量の見直しを行ったところでございます。

続きまして、114ページから、数値と、それと日中活動支援に「就労定着支援」を追加いたしま

した。そのあとのところは、実績に応じた数値の変更になっております。

それと、今、説明は省略いたしましたが、大阪府との、大阪府の基本的な考え方に基づく法定協議を現在もしております、そのあとも少し書きぶりとか数値が変更になる可能性がございますので、ご了承ください。

ですので、最終的には、会長にご一任いただく形でお願ひしたいと思っております。

以上、雑駁ですが、案件2の「案」のほうのご説明をさせていただきました。ご意見のほうをよろしくお願ひします。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。よく聞こえましたか。

では、今の説明に対しまして、ご意見、ご質問を、委員の方からお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

#### 【D委員】

意見ということで書類を提出させていただいたと思ひますが、16 ページの基本理念のところ、  
「また、障害のある人が地域で自立して暮らすということは、単に入所施設ではないとか、精神科病院に入院していないということだけではなく、自らの意志で住む場所や利用するサービスを決定することであり、そのための必要な支援をしていきます。」について、「自らの意志で住む場所や利用するサービスを決定すること」は現状においても形式上は行われており、「入所施設や精神科病院も自らの意志で決定しておれば良い」と解釈される可能性があり、前回の障害福祉専門分科会での意見と逆方向の追記になりかねないと思ひます。

したがって、以下への変更を要望します。

「また、障害のある人が地域で自立して暮らすということは、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことであり、入所施設や精神科病院のみならず、地域においても、これらの選択の機会が確保され、障害者以外の他の人々と共生することを妨げられないための必要な支援をしていきます。」

そのうえで質問ですが、障害者基本法には「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」とあり、「他の人々と共生」ではなく「利用するサービス」という表現になっているのは、なぜですか。

#### 【事務局】

すみません。今のD委員のご質問自体が、なぜ、妨げられないこと、ではなくなっているのかというご指摘ですが、そうではなく、事務局が今回書いたのは、自分が利用するサービスも自分で決定するものだ、という意図で書かせてもらったことなので、なぜ、共生することを妨げられないということをやめて、ではなく、あくまでもサービスを利用することを自らが決定するということを書かせてもらったと思ひています。

#### 【D委員】

入所施設や病院、あるいはサービス付き障害者住宅では、障害者以外の他の人々との共生ではなく、障害者が集団で生活しており、集団生活が課題であるため、あえて「障害者以外の他の人々との共生」という表現を入れたほうがよいのではないかと、という意見なのですが、どうでしょうか。

#### 【会長】

障害者以外の人々、と入れるというよりも、D委員がたぶんおっしゃっているのは、今も一応、本人の意志で入所施設や精神科病院にいる、という形式で、そういう段取りで入っている人たちがいる、ということのほうが、たぶん一番恐れていることですよ。

#### 【D委員】

会長のおっしゃるとおり、自分の意志で決定すれば入所施設や精神科病院でも良いのだ、というようにとられかねないので、この表現だと逆効果になりかねないと思います。

#### 【事務局】

実は21日の事前説明会の時に、D委員からこのご意見をいただいています、事務局で検討させていただいて、このご意見のところに変えさせてもらおうと思うのですが、後段のところの、「これらの選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられないための必要な支援をしていきます」にしようかと考えております。

この文章は、皆さまのお手元にもあると思います。「これらの選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられないための必要な支援をしていきます」にしようかと考えております。

#### 【D委員】

わかりました。

#### 【会長】

皆さま、どうでしょうか。

ほかの方々はいかがですか。

#### 【E委員】

95 ページの数値の話です。ページの上の網かけのかかっている、就労定着支援の見込み量に関してです。これが実績にもなって下方修正されて、数値が45、47、49とあまり増えない形になっているのだと思います。しかし、これまでの実績が117ページにありますが、去年のコロナの年には伸びていませんが、その前の2年を比較すると、3倍に数が増えています。就労の定着とは、たぶん、とくに精神障害者でいうと、これが5割も達成できていなくて、厚労省などがこれから力を入れていこうとしている分野だと思います。そのあたりを鑑みても、もうちょっと数はこの先多く設定されているほうが、そういう時代の流れに沿っているし、就労に力を入れるぞ、という市の意気込みも伝わるのではないかと思います。このあたりの数はいかがでしょうか。

#### 【事務局】

就労定着支援の制度なのですが、基本的に、最大3年間の支援ということなので、これが平成30年から始まったサービスですので、30年以降は順々に伸びるような形で数のほうを計算しているのですが、4年目にかかるあたりから、当初は受けられた方がもう3年を超えてしまうので、そこでサービスの利用はいったんなくなるということで、計画上、そう爆発的に当初みたいに増えるといった形では計算していない、とそういう理由です。

#### 【E委員】

大阪府などもたぶん準じておられると思いますが、だいたいそんな感じの見込みということなので、どうでしょうか。

【事務局】

大阪府が実際にどうされているかというところまで確認してありませんが、政府のほうから考えたら、3年間でこのサービスは終わりといった形で、そのルールに基づいて数字を挙げれば、こういった程度の数になるというようには考えております。

【E委員】

入れ替わりがあっても、就労する人の実人数は、これからどんどん増えていくということもあるのではないと思うのですが、そういうことはどうでしょうか。

【事務局】

実際、そこまで現実的に何か具体的な要因があるから増やしていく、というところがつかみきれていないというのが実情ですので、自然増の数を見込んでいる、というのがこの数字に表れています。

【E委員】

わかりました。これは2年後などに、実績を反映して、たとえば上方修正するといったことは、もちろん可能だということですよ。

【事務局】

次の計画をつくる時には、今回策定した計画の数の伸びをまた勘案して反映が可能だと思います。

【E委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会長】

他はいかがでしょうか。

【F委員】

まずは97ページの、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところですが、この間、精神障害者の地域移行というところで、枚方に関しては、部会の活動で訪問面接をやっていて、その結果として、何人かの方が地域に移行しているという、ひとつの数字で話をいただいているのですね。実際に相談支援の件数で言いますと、地域移行支援とか定着支援というのが、実際に計画を作らないといけないという部分で、実際の訪問面接を通して関わりをしている動きと、計画作成の6か月という期間とが、非常に矛盾と言うか、ふさわしくないということです。実際の病院から地域に移行する際に、どれだけの力、時間とエネルギーが要るかということと、計画を作成するということは相まってなくて、計画を結局は作っていないという実態があるのですね。

こういったことがあるのに、資料のこのようにさらっと書かれてしまうのはどうかと思います。地域移行とは要するに精神科病院から地域へ移行するという、退院促進と昔は言われていてですね。それだけ長期に渡って病院に入院させてしまったのは、国や行政の責任でもあるということから、退院促進という事業が出てきたと思います。今、国や地方自治体などの責任というのがかなり薄らいでいて、実際に対象になってきた人を、個別支援することによって、地域に何人出したかということで評価をする、というような評価のシステムの書き方になっているのですね。こういった実態としてはあるので、枚方の場合はこうなんだ、という部分は、少し、地域包括ケアシステムの構築と書いていただいている、ここの部分だけでよいのか、もうちょっと違うものがあるのではないかと、ということです。

そうしたら、枚方でやっている、訪問面接を中心とした地域移行の関わりというのは、どういう問題があるかと言うと、要するに、枚方市内にある精神病院に入院している方を対象としているのですね。だから、その人たちというのは、枚方市民ではない、大阪市民であったり、色々な方を含んでいます。逆に言うと、府下には、枚方市民として対象にならなければいけないような人がたくさんいるのです。そのあたりには取り組めていない、という実態があります。

それでは、取り組む体制とはどうなっているのかと言うと、この資料のように書いていただいていると、すごく枚方市全体としてかなりやっているように見えるのですが、非常に大変です。時間がはるかに6か月を超すということ、関わる人間が限られているということ、そういう現状があるので、こういったことを、もう少し課題とか矛盾とかいうことを含めて、書く必要があるのではないかと思います。今後、こういう状況をなんとかしないといけない、といったところを書く必要があるのではないかと感じながら読んでいました。

非常にうまくいっているように思うけれど、訪問面接の件数というのは、過去7年、8年やって、かなり豊富なのですが、そのなかで実際に退院している人というのは、本当にわずかです。それに関わっている人間というのは本当にわずかです。そういったことも含めて、それでは枚方行政はどうしているのか、あるいは大阪府はどうしているのか、という、そういった行政としての人材を含めた動きというのは本当にちゃんと準備されているのだろうか、それは継続してひとつの行政の取り組みとしてきちんとやっていけるシステムになっているのだろうか、といったこともちょっと考えないと、ちょっときれいに書きすぎているのではないかという気がしないでもありません。

やはり、退院促進とは、国の責任もあるし、自治体の責任で結果を生んでしまったという、そこから始まって、退院促進支援事業というのができてきたわけですね。そういったことをきちんと踏まえていないといけないのではないかと、私は最近思っています。どうでしょうね。

実際に私たちは部会で、事務局と協力したりしながらやっているのですが、はっきり言わせてもらおうと、障害福祉の担当が年々変わっていかれるので、今年は何々さんが精神の部会の担当ですよ、という形で担当していただくのですが、要するに、それをひとつの大事な課題として何年かかけてでもしっかりやりましょう、というようにはなっていません。ということは、自治体としてのひとつの取り組みとして書かれてはいるけれど、なかなか難しいという現状があるのですね。そういったことから、やはり、しっかりもう一回押さえ直さないと、続かないのではないかという気はしています。

## 【会長】

ありがとうございます。

今の問題は、精神科病院の話だけではなく、先ほどD委員が言っておられたように、地域障害者の入所施設からの地域移行の話とも、ずいぶんかぶっているというか、本質的なお話だと思えます。なんとというか、地域移行の意味をごまかす世の中になってきた、とというか、うまく言えないのですが、ひとつの事業を隠れ蓑にして、目をそらしているような気は、私も個人的にしています。

どこにどう書いたらよいのかですね。たとえば精神のことだけでもし書くとしたら、97ページの「(5)相談支援」のところで、地域定着支援の促進、のような書き方をしているから、あれ、なんだかべつにしくてもいいのかなと思ってしまうから、ここに何か少し書き足すのか。それとも、「(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という壮大なテーマを掲げているけれども、たった1人の人が地域に長期入院から戻ることすら非常に困難な現状のなかで、でも枚方市では取り組んでいるけれど、こんな課題がある、ということのをこれからの話に入れてよいのかはわかりませんが、こういう視点は忘れたいでほしい、みたいな言葉は、確かにほしいような気はします。どこにどんな言葉で入れるのか。実際に地域移行支援の毎年の見込み量は1、1、1で、定着支援は1、1、1で。

【F委員】

この書き方は毎年なのですよ。

【会長】

他所でもそうなのですよ。これが一桁で。

【F委員】

国が求めているのは違うでしょう、と。国はやはり長年に渡って病院に拘束をしてきた、そういうことを何も反省しないで、その数字とはいったい何、と思うのですね。やはりそのあたりをさらっと流してはいけない。精神障害者の地域移行なり知的の方々の地域移行は、国の責任でもあるので、そのあたりをちゃんと押さえたうえで、だから各行政は何をしていくか、人間は何をしていくか、というところを、きちんともう一回、各自自治体ともに押さえなければいけない、と思うのです。

【B委員】

当初の意見のときには、「地域移行の定義とは何か」ということをもう少し明確に書こうという議論があったような気がするのですが。

【会長】

付け足して行って、16 ページに、ただ施設や病院を出るだけではなく、というのは追加されました。

【B委員】

たとえば、この問題とはずばりどういうことか、などそういったことももう少し付け加えてもよいのかな、という追加意見だと思えます。

【会長】

思いを知らないと、どこをどうしたらよいのかがわからない。

【B委員】

むしろサービスだけを見ると、なんだこれだけかと思われる部分がたくさんあって、それは過去のそういった古い遺産に対して考えてきた、ということが少し明確化されるのではないかという気はします。

【F委員】

地域包括ケアシステムというのは、いわば訪問面接という取り組みをとおして、利用機関、それから高齢者関係、色々な医療関係、地域の住民、とつながっていているという、そういう包括ケアシステムのひとつの形が、地域によってはできつつあるのですよね。だけど、それをさらっと地域包括ケアシステムだけの記載でまとめると、違うと思います。

【会長】

どうしたらよいでしょうね。今3人で座談会を組んでいるのですけれども。

たぶん、我々がしているのはサービスの話ではないのですよ。人権の話と言うか、そういう視点で貫くということが大事だといった思いだと思うのです。正確に書きづらいのですよね。でもその数字の背景にあるものや、地域移行の意味の背景にあるのは、やはり権利の話だというのが、先ほど

D委員の話<sup>いじん はなし</sup>を聞いていても、ああ同じ<sup>おな</sup>じだな、と思<sup>おも</sup>ったのです。

どこにどう書<sup>か</sup>くか。ここに書<sup>か</sup>いてあったら精神<sup>せいしん</sup>だけの話<sup>はなし</sup>になります。それをしっかり押<sup>お</sup>さえておかないと、同じ<sup>おな</sup>じことを繰り返<sup>く</sup>返<sup>かえ</sup>すのですよ。やはり基本<sup>きほん</sup>理念<sup>りねん</sup>ですかね。

【F委員<sup>いじん</sup>】

今<sup>いま</sup>たまたま部会<sup>ぶかい</sup>があつてこういう動<sup>うご</sup>きをしているけれども、これはわかりませんからね。

【会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>】

いつどうなるかわからない。

【F委員<sup>いじん</sup>】

だつて病院<sup>びやういん</sup>はなくなりませんからね。施設<sup>しせつ</sup>もなくならないじゃないですか。

【会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>】

基本<sup>きほん</sup>理念<sup>りねん</sup>ですかね。16 ページあたりの、一番<sup>いちばん</sup>初<sup>はじ</sup>めでしょうか。

【B委員<sup>いじん</sup>】

最初<sup>さいしょ</sup>は、先<sup>さき</sup>ほどのサービス<sup>あつか</sup>の扱<sup>あつか</sup>いのところに、地域<sup>ちいき</sup>移行<sup>いこう</sup>、地域<sup>ちいき</sup>定<sup>てい</sup>着<sup>ちやく</sup>の数が少<sup>か</sup>ないという背景<sup>はいけい</sup>があつてこういう数字<sup>すうじ</sup>が並<sup>なら</sup>んでいます、システム<sup>てき</sup>的に少<sup>すこ</sup>し難<sup>むずか</sup>しいのではないか、ということを書<sup>か</sup>き加<sup>くわ</sup>えようかと思<sup>おも</sup>っていたのですが、人権<sup>じんけん</sup>の問題<sup>もんだい</sup>の根幹<sup>こんかん</sup>に関<sup>か</sup>わる問題<sup>もんだい</sup>といわれてくると、理念<sup>りねん</sup>の16 ページあたりかなと思<sup>おも</sup>います。ただ、そうしますと訪<sup>ほう</sup>問<sup>もん</sup>ということが出<sup>で</sup>てこないのです。

【会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>】

雲<sup>くも</sup>の上<sup>うへ</sup>の理念<sup>りねん</sup>ではなくて、この計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>全<sup>ぜん</sup>体<sup>たい</sup>を見るとき、考<sup>かんが</sup>えるときに、押<sup>お</sup>さえておかなければいけないうポイント<sup>かたち</sup>のような形<sup>ぎよう</sup>で、1 行<sup>ぎよう</sup>、2 行<sup>ぎよう</sup>くらい加<sup>くわ</sup>えられたらなと思<sup>おも</sup>います。今<sup>いま</sup>すぐには言<sup>ことば</sup>葉<sup>は</sup>が出<sup>で</sup>てこないのです。

【F委員<sup>いじん</sup>】

基本<sup>きほん</sup>理念<sup>りねん</sup>のところに、ちゃんと「地域<sup>ちいき</sup>のなかで自<sup>じ</sup>立<sup>りつ</sup>して生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>」ということを書<sup>か</sup>いているのですが、そこに少<sup>すこ</sup>し特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>な、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しや</sup>あるいは精<sup>せい</sup>神<sup>しん</sup>病<sup>びやう</sup>者<sup>しや</sup>の方<sup>かた</sup>々がそうであつて、その人<sup>ひと</sup>たちも含<sup>み</sup>めて、といつたところを、あえて枚<sup>ひらかた</sup>方<sup>りねん</sup>の理念<sup>りねん</sup>には書<sup>か</sup>いてもいいような氣<sup>き</sup>がします。

【会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>】

ここにあるように、市<sup>しみん</sup>民<sup>しん</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>の一<sup>いち</sup>員<sup>いん</sup>となつていない方<sup>かた</sup>がいらつしやる、なりたくてもなれない環<sup>かん</sup>境<sup>きやう</sup>に置<sup>お</sup>かれてい<sup>ひと</sup>る人<sup>ひと</sup>がいる、ということ<sup>わす</sup>を忘<sup>わす</sup>れてはいけないうことですね。

D委員<sup>いじん</sup>はいかがですか。

【D委員<sup>いじん</sup>】

枚<sup>ひらかた</sup>方<sup>どくじ</sup>独<sup>けん</sup>自<sup>かい</sup>の見<sup>なん</sup>解<sup>ん</sup>というこ<sup>しやう</sup>で、何<sup>なん</sup>ペ<sup>じ</sup>ージでし<sup>か</sup>た「障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>」の、資<sup>しりやう</sup>料<sup>りやう</sup>2の84 ページにたぶ<sup>ん</sup>書<sup>か</sup>かれたと思<sup>おも</sup>います。そのあたりですかね。

【会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>】

福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>の<sup>か</sup>とこ<sup>で</sup>でよ<sup>い</sup>いのか<sup>か</sup>です<sup>ね</sup>。この第<sup>だい</sup>2節<sup>せつ</sup>の84 ページ<sup>です</sup>ね。ここ<sup>で</sup>でよ<sup>い</sup>いのか、理<sup>り</sup>念<sup>ねん</sup>のほう<sup>も</sup>もつと<sup>は</sup>っ<sup>き</sup>り<sup>い</sup>言<sup>い</sup>つ<sup>て</sup>お<sup>い</sup>た<sup>ほう</sup>がよ<sup>い</sup>いのか。

【B委員】

それぞれに付け加えてもよいのでは、

【会長】

B委員意見は、それぞれに付け加えたらいいのでは、ということですね。理念もそうですし。

【事務局】

16 ページではもう少し大きく捉えて、84 ページではもっと具体的に書くというイメージでしょうか。

【B委員】

背景的には具体的に述べるべきだと思います。そういう指摘をするのであれば、何かいいことばかり書いてある。だって、これは本当によいことじゃないですか。この裏でなぜこうなったかという、やはり隔離している時期が長かったということですから、そのことを書いたほうが際立つでしょう。

16 ページと 84 ページは、それぞれフィールドの表現が少し違うので、16 ページは「理念」のことですし、84 ページは「具体的なことでこうならねばならない」という「すべきこと」だから、それぞれに加えてもよいのではないかと思います。たぶん、行数的には限られてきますが、加えることでその差異が出てくると思うのです。

【会長】

計画のところ突然これが出てきたらわかりにくいので、もう少し理念のところ押さえるべきことは押さえておく。

今ちょっとこんな文章で、というのは具体的にはこの場では難しいので、ひとまず両方に載せるという形で、そんなに長くなくとも、先ほどの権利の問題と言うか、大事なところを理念でも触れる、ということで、皆さまよろしいでしょうか。

【C委員：長尾職務代理】

のちにすべて示されるのでしょうか。行政が付け加えて書くのでしょうか。それは委員に対しては示してくれるのでしょうか。

【会長】

おそらく、会長と職務代理に一任されることになります。

【B委員】

それはそれで情報提供できるので、わかりました。

【会長】

ということで、そのようにしますので、具体的には今は示せませんが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。D委員からも大事なご意見をいただき、ありがとうございました。

案件2については、ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

では続きまして、案件3に行きたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは案件3、答申案についてご説明をさせていただきます。お手元の一枚物の資料の資料4を

ご覧ください。

今年度の社会福祉審議会の障害福祉専門分科会におきまして、6月に諮問書を送らせていただきました件につきまして、こちらのほうで答申をいただくことと考えておりまして、答申案についてご用意をしております。

内容について、まず読み上げさせていただきます。「令和3年」で日付は今は入っていませんが、「枚方市長 伏見隆様」「枚方市社会福祉審議会 委員長 上野谷加代子」「障害福祉専門分科会 会長 三田優子」ということで、本審の委員長と、分科会の会長の連名で答申をいただく形になっております。

「枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）」について（答申）の「案」です。

「枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。」

一番、「枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期） 別紙のとおり」ということで、こちらで今回までの審議を踏まえ、編成しましたものにつきまして、これをもって計画とする、という形の答申になっております。先ほども申しましたけれども、まだ府との法定協議等ございまして、若干の内容の変更等が出てきます件につきましては、会長のほうに報告をいたしまして、一任いただくということでお願いをしたいと思います。

それで、二番につきまして、その答申を行ううえでの具体意見となっております。内容につきましては、「(1) 計画理念に基づき、障害福祉行政の推進を図っていくこと。」「(2) 複雑、多様化するニーズに応えるために行政のみならず、福祉分野の関係機関との連携を図ることはもとより、他の分野の関係機関とも連携を図り、課題解決に努めること。」「(3) 計画の成果目標及びサービスの見込み量について、進捗状況の分析・評価を定期的に行うこと。なお、サービスの見込み量については、国の基本指針を踏まえ、より高い頻度で実績を把握するよう努めるとともに、事業の見直し等について、必要に応じて検討すること。」「以上」ということで、これまでご審議いただきましたなかでの意見等を考慮しまして、こういった付帯意見にしてはどうかという提案をさせていただきます。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

#### 【会長】

はい。今ご説明いただきました資料4ですが、皆さまからご意見がありましたらお願いします。

付帯意見はいつもこんな感じですかね。言い方がまずくてすみませんが、例年通り、みたいな感じですか。さらっと流されてしまいそうな。おおっという感じが無いとか、また前回と同じみたいな感じが望ましいのかもしれませんが、私が言うのも何ですが、つまらないなという気がします。すみません。あえて言います。

皆さまはいかがでしょう。

#### 【D委員】

会長がおっしゃるように、この付帯意見というものをここにあって書くのはなぜでしょうか。本計画にはこれは書かれていないから書いているのですか。付帯意見を書いている意味がよくわかりません。

#### 【会長】

事務局は回答をお願いします。

【事務局】

今までの審議会でのご意見をいただくなかで、こういったご意見があるかなというところではあります。

【会長】

たぶん慣習と言うか、計画を見ただけでは、という親切のために作っているとは思いますが、付帯意見として強く皆さまのおっしゃりたいことは、別にあるような気がします。これは今までの慣習を壊すようであれば申し訳ありませんが、この案はもう書かなくともそのとおりなのですが。

【事務局】

専門分科会のなかでのご意見として書いております。

【事務局】

付帯意見について、当然、答申いただく時に、「別紙計画案のとおり」といった形で、付帯意見が一切載らずに答申いただく場合もあります。たとえば議論が伯仲して、二分される意見が出たときに、「その意見も聞きなさいよ」といった形で、付帯意見が付く場合もあります。今回付きましたのは、元々、障害福祉計画、障害児福祉計画が入っておりましたので、以前、同行援護がスタートした時に、計画期間中に急遽創設されたサービスであったりして、「それについても必要であればちゃんとやりなさいよ」という趣旨を含めて、いただいた意見について今回載せさせていただいている部分もあります。

会長から厳しいご指摘がありましたように、例年通りといったそういう形に見えるかもしれませんが、書かなくとも、当然に行政がやらなくてはいけないことについて載っているとされればそうかもしれません。今あったような地域移行についてのお話が、どうしても付帯意見として付けたいということであれば、ご審議の上、委員の皆さまのご了解いただくようでしたら、それについて掲載することも可能でございます。

【D委員】

資料4ではないのですが、資料1、2、3について、まとめて発言させていただきます。

一点目は、事前説明会でも意見を言わせていただきましたが、資料3の12ページの移動支援事業についての、令和2年度の利用時間数です。質問ですが、実利用者数がだいたい3分の2くらいになっていますが、利用時間数は5%で、なぜこれだけ利用者数と時間数の減少の比率に開きがあるのか、ということをおしえていただきたいのが一点です。

また、これに関連して、コロナ対応で在宅利用の承認ということがありますが、実際に、移動支援でどのくらいの方数が在宅利用されてきたのか、ということをおしえていただきたい、というのが一点目の質問です。

二点目は、資料2になるかもしれませんが、前の専門分科会でもお聞きしたと思いますが、アンケート結果の一覧については、たぶん冊子に全部載るのは難しいが、ホームページなどどこかで公開できないか、という意見を言わせていただきました。このアンケート結果の全貌については、どこかでみられるような検討はされているのか、ということが二つ目の質問です。

最後の三つ目は、資料1の5ページ目の障害児通学支援について、「指定を受けている事業所が少ない」ということですが、事務局としては、なぜ少ないと把握されているのかをおしえていただけますでしょうか。この三点です。

【会長】

意見はあとにして、その3つについて事務局は回答をお願いします。

【事務局】

まず、移動支援の令和2年度の数字のことをご指摘ですが、これは、令和2年度の4月から7月までの実績に基づいた形で実績を算出しており、ちょうどそれが外出自粛の時期に重なっておりますので、大幅な減少だったと考えております。

その令和2年度の実績の見込みについては、どういう形で見込みましょうかということで、審議会にかけさせていただいて、令和元年度のほうを基にするということで見込みを算出させてもらったと思います。令和2年度については使わずに、元年度で見込みはする、ということで決まりましたので、見込みに関しては、この2年度は反映していないという形になります。実績につきましては、4～7月の分を基に算出している形になります。

【事務局】

移動支援における在宅支援の数につきましては、正確な数はいま把握していませんが、一桁代のご利用があったということで記憶しております。

通学支援事業者の数については、移動支援の事業者の登録の説明会でも、この通学支援の事業者をしていただけるように、という呼びかけはしているのですが、ヘルパーさんの訓練であるとか、そういった諸事情がございまして、移動支援ほど多くの事業者の方に委託契約をできていないという現状はございます。

【事務局】

アンケートについては、最終的にはホームページに載せる予定をさせていただきます。

【D委員】

移動支援事業の利用減少によって、事業所も収入的にかなり打撃を受けていると思いますが、その補填については検討されていますか。この前もマスクの配布はしていただいたと思いますが、私が心配しているのは、長年かけて育成されてきたガイドヘルパー人材が流出するのではないかとことです。先ほどの地域移行の理念の話で、どういう表現にするかというのも大事ですが、実際に地域の生活を支える介護職員の人材不足は大きな問題だと思います。ホームヘルパーとガイドヘルパーは一体的に動いており、今回の利用減による打撃について、何か対策はできないのか、ということは何度か要望させていただいていますが、枚方市として危機感が足りないように感じます。コロナがある程度収束したときに、流出したガイドヘルパーが戻って来るのかということも含めて、枚方市の認識を聞かせていただきたいと思います。

【B委員】

それに関連して、通学支援の委託と、移動支援は一体化すべきです、選択するわけではないですか。移動支援をして、やりますか、となっているけれど、「うちは委託を受けていないからできません」という声がよく返ってくるのですが、委託を一体化して、移動支援の委託を受けたら通学支援の委託も同時に受けていると、基本的には、数的には同一になるわけですから、そういった契約上の工夫はできないのかなという気がするのです。

【事務局】

契約上につきましては、大きな括りから言えば、移動支援で契約はできるけれども、一部のいま通学支援で契約している事業者のなかには、移動支援が契約できないところが入ってきますので、移動支援と通学支援が一体だということにしてしまったら、こぼれてしまう通学支援の事業者が出てくるというのが実情です。

この場で、できるとか、できないとかいうのは言えませんが、実情としてはそういう事業者が出てくるかと思えます。

#### 【B委員】

それがありましたね。

#### 【会長】

移動支援はできるけれど通学支援はできないとか、通学支援はOKでその違いは何かということに。

#### 【C委員：長尾職務代理】

移動支援しかやらないと、これはこぼれるという話ですね。それは限定的な話になりますから、あとにしましょう。

これはひとつの提案なのです。今回、先ほども言ったように、日中の派遣で、うちも色々やっていますが、行き先がないとか、出るのをやめておこう、ということで利用が減っています。でも逆に、そういった人材が通学はちゃんと行っている、というケースがたくさんあったので、提案ができたかもわかりませんし、少しそういった応用性が効くような事業計画があれば、という提案ではあります。

D委員のご意見の本論とは違いますが、また長いこと議論しましょう。

#### 【会長】

先ほどD委員が事務局に覚悟を聞かれたと思いますが、お考えはどうでしょうか。

#### 【事務局】

移動支援の減少に関する、事業者に対する何らかの補填というところは、正直、今のところは考えてはございません。ただし、従事者に関する件につきましては、府のほうで慰労金等で行っているところがあるので、そういったところで一定、ガイドの事業に踏みとどまってもらえるのかなと考えています。現実には厳しいかも知れませんが。

ただ、介護人材不足というのは全般的に言われていますので、そういった危機感というものは市としても当然持ってございますので、何らかの支援策を今後また検討したいとは考えております。

#### 【会長】

D委員はどうでしょうか。

#### 【D委員】

ぜひ積極的に検討をお願いします。

#### 【会長】

私が意見を言うのもあれですが、前回の時もそうですが、とにかくコロナの問題もそうですし、事業所が存続するのとか、人材が非常に厳しいことになっているといったことは、何度も話題に出ています。むしろ、付帯意見を書くのであれば、そっちではないかと思ったわけです。だからどうな

るわけではないかもしれませんが、連携しなければいけないというように書いているけれど、その連携する前に事業所がつぶれてしまうのではないかと、本当に人材確保で皆さまがすごく苦労して、地域移行したあとの地域生活も守れないような状況になってしまわないか、という感触もありましたので、私の個人的な意見です。

そうでなければ、いつも通りの、いつも通りなんて失礼なことを言って申し訳ないですけど、この付帯意見でもよいのですが、とても異例な時期に、皆さまに苦労して計画を作っていただいて、皆さまが背負っているところで、かなり色々な方が抱えながら、ただ未来の計画を作ったけれど、不安もいっぱいあって、というなかでの付帯意見とは何だろう、と考えたら、ちょっと違うことかなと私は個人的に思ったわけです。

なので、ほかの方には意見があればどうでしょう。付帯意見に書いてあるとおりに人材確保してくれ、などとは実は思っていないのだけれども、一番言いたいことは、やはり地域生活を守るための最低限のところのことは、皆さまが思いながら会議に出ているのではないかと、思った次第です。

座長がしゃべりすぎてすみません。ご意見があればお願いします。付帯意見は目立つから、ここはよく見ると思います。ここは目を通しやすいという利点はあるような気がしております。

#### 【F委員】

今、行政の改革の前提となる実態ということですね。

#### 【会長】

どういうことをやって、どのような仕組みと言うかきっかけづくりをやれば、また元気になっていくのだろう、ということはあるじゃないですか。

そういった何かがあればよいと思うのですが、うまく結論を言えないです。我々は守りに入っていますが、守りの姿勢から、そうではなくてねと言う。それは当事者たちだけではなく、支援に入っている色々な人たちにも一緒にやれて伝わっていくような、何かというのは何だろうと言う。そういうのは今だからこそ、逆に言えば付帯意見みたいところで、何か感じるような言葉はないのかな、と思います。

#### 【B委員】

今、このコロナの環境のなかで今後どういうことに取り組んでいかねばならないか、ということ、先ほど言われた、市として独自に何ができるかを検討したいと書く。具体的に書くのは難しいけれど、計画を進めるのは当たり前なことなので、それが進まない現状に対する、どのような後押しをできるか、ということは、特にこの時期だから余計に表明せねばならないことでもあると思います。

書くのであれば、資料4の4番目に、(3)までの三点が出て、特に今の状況において今後このようにせねばならない、ということが強く意見として出たということを表示するのは大事だと思います。

#### 【会長】

具体的でなくても、その言葉が入っているかどうかによって、ということもありますよね。だから、何かレールを敷けるような、あるいは、元気になるような、何かが必要よね、と。これはたぶん市だけではなく、各事業所ともにあるだろうなと思います。そういったことを考えていこうよね、という何かですね。

#### 【B委員】

できるかどうかは置いて、表明されてもよいかもしれません。

【会長】

みんなが沈んでいますからね。難しいですね。書くのは（４）にしますか。

【B委員】

（４）番になると思います。（１）（２）（３）は、会長の言うとおりに、規定通りとなります。

【事務局】

残してもらっても、消していただいてもよいです。

【会長】

書くなら一個だけのほうが自立つと思います。

【B委員】

計画を進めるのは当たり前のことなので、そのほうが今の雰囲気としては合っていますけれどね。  
計画を進めるのは当たり前だから、今の混乱性をどう見るかということのほうがポイントが大きい  
かもしれません。

【会長】

計画の確認は基本的にはできたと。それをどのように捨っていくかということですよ。

では、ここに付帯意見として、一つ、大事なことを何か、メッセージと言いますか、会議の中で皆  
さまが色々な実情をおっしゃって、できない状況が続いているとかそういう中での話だったもの  
ですから、計画を進めるのは当たり前ですけども、それをどうやって書いたらいいかな。自分で言  
っていてまとまりませんが、事務局はできますか。

【事務局】

そうですね。「コロナ渦での現状を踏まえ、地域で生活する障害のある方の生活を保障するために、  
事業への支援・確保に取り組み、地域での障害者の生活を保障していく姿勢を示すこと」といった内容  
ではどうでしょうか。

【会長】

基本的にはよいと思います。そんな感じですよ。

皆さまはいかがですか。これは規定ラインに戻すべきだ、ということであれば、OKですか。

【G委員】

今おっしゃったように、人材のことなどを考えると、今後コロナが収まった時に、人材が急に復活  
するわけではないので、おっしゃったようにそのような姿勢で取り組んでもらったら、事業所や支援  
者も続けられますので、極力、市にも協力していただきたいと思うのでお願いします。

【会長】

市長あての答申ですのでお願いしておきます。ありがとうございます。

H委員はいかがですか。

【H委員】

今の意見でよいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

すみません、変なことを言い始めてあれなのですが。

では、資料4の付帯意見に関しては、ちょっと文言を考えて、(1)(2)(3)ではなく、一つを付け加える形にしていただければと思います。

これで案件3はよろしいでしょうか。

では続きまして案件4、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

ありがとうございました。本日いただきましたご意見を基に、また、先ほども申し上げましたが、大阪府との協議による修正等を行ったうえ、最終案と答申を会長にご一任いただき、決めさせていただいたうえで、審議会に報告する形をとらせていただこうと思っております。

よろしく願いいたします。

【会長】

皆さまは何か言い残したことなどはございませんか。疑問に思っていることとかはないか、大丈夫ですかね。

はい、そうしましたら、ちょっと今日の変化があった部分については、会長一任、まあ職務代理も一緒に一任させていただいて、まとめさせていただければと思います。

(各委員承認)

【会長】

では、ほかにご意見がないようでしたら、少し早いですが、第6回の障害福祉専門分科会を終了といたします。

リモートの方はお疲れさまでした。画面を見ながらだとすごく疲れると思いますが、どうもありがとうございました。

今年度はこれで終わりですかね。では、皆さま、一年間ありがとうございました。では終了したいと思います。ありがとうございました。